

令和7年度 授業エキスパートを目指す授業研究会実施要項

埼玉県教育局東部教育事務所

1 趣 旨

学習指導要領のねらいを実現するため、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養を目指した、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりについて、校種を越えて参観し研究協議を深めることにより、管内の教職員の指導力向上を図る。

2 主 催

埼玉県教育局東部教育事務所

3 実施・運営

研究会を運営する委員等は、次のとおりとする。

(1) 運営委員

東部教育事務所主席指導主事を運営委員長とし、東部教育事務所指導主事を運営委員とする。また、運営主担当者は東部教育事務所指導主事とする。

(2) 実施教科等

〈小学校〉国語、外国語〔活動〕、生活

〈中学校〉社会、技術・家庭（技術）、道徳

(3) 授業者

東部教育事務所管内の小・中学校及び義務教育学校教諭・主幹教諭

(4) 指導助言者

東部教育事務所指導主事、埼玉県立総合教育センター指導主事、市町教育委員会指導主事、小中学校及び義務教育学校長・教頭・主幹教諭・教諭等

(5) 司会、記録

東部教育事務所指導主事

(6) 参加者

各学校からの参加希望者

※ 小中連携教育の推進の機会として、異校種の教員の参加を推奨

4 開催日等

(1) 原則として10月～2月の調整可能な日（学校の事情によって調整）

※ 研究授業は各学校の日課（第5校時）に合わせて行うので、学校により時刻が異なる。
日程は、東部教育事務所のホームページに掲載する。

5 研究協議について

(1) 研究課題等の設定

ア 研究課題

基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の工夫改善

イ 研究の視点

授業者と指導者とが研究課題を基に検討の上、「私の授業の観てほしいポイント」として示す。

※ 「学習指導案（個人名、児童生徒の実態を消したもの）」、「私の授業の観てほしいポイント」は、授業研究会の約1週間前に、東部教育事務所ホームページに掲載する。

(2) 研究協議の進め方

（例）会場校の都合によって変更あり。

授業者の説明、質疑・応答	10分
グループごとの研究協議	45分
グループ代表による発表	25分
指導・講評	20分
閉 会	